

平成 27 年 1 月 30 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）
に関するパブリックコメント等について

1 意見の募集等

(1) 区民意見反映（パブリックコメント）制度

周知方法 ねりま区報（12 月 21 日号）区ホームページに掲載
意見募集期間 平成 26 年 12 月 21 日から平成 27 年 1 月 16 日まで

(2) 区民説明会開催日等（全 4 回開催）

開催日	会場	参加者数
平成 27 年 1 月 5 日	光が丘区民センター	11 名
平成 27 年 1 月 6 日	勤労福祉会館	17 名
平成 27 年 1 月 7 日	練馬区役所	29 名
平成 27 年 1 月 9 日	関区民ホール	12 名

2 区民からの意見

(1) 意見数等 意見数 83 件（提出者数 39 名）

(2) 結果の公表 区ホームページにて行う。（平成 27 年 2 月 16 日予定）

3 区民からの主な意見

- (1) 24 時間定期巡回随時対応型訪問介護看護については、採算が合わず、取り組む事業者も少なく、導入している自治体も少ないと聞いている。利用が少ない理由を把握し、利用を促進する具体的な施策が必要ではないか。
- (2) ケアマネジャーに、制度の理解、サービスに対する考え方を正しく把握させること、ケアマネジャーの資質を高め、教育することを行政に希望する。
- (3) 「医療と介護の相談窓口」は、支所に置かれている在宅療養相談窓口と、どのような関係になるのか。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業については、区民に十分な説明も理解も得られていないので、開始は当面見合わせるべきである。
- (5) 要支援認定者はこれまでのサービスが使えなくなるという認識が改められたので、練馬区では早くから介護予防・日常生活支援総合事業において区独自のサービスを始めてもらいたい。
- (6) 生活支援コーディネーターについて、地域包括ケアを推進するにはコーディネーターという位置づけが重要になると思う。どのような職種の人になるのか。

- (7) 「街かどケアカフェ」の設置にあたっては、地域に住んでいる高齢者が気軽に立ち寄り、介護支援や予防、要介護認定制度を理解し、高齢者同士の話し合いが出来る場所として整備し、高齢者が介護保険サービスを受ける側になった時に医療・介護サービスを選ぶことができるような体制とされたい。
- (8) 高齢期の持ち家を持たない世帯や一人暮らしの方への住まいの施策を充実させてほしい。
- (9) 将来一人暮らしになった場合には心配がある。一人暮らし高齢者に危険なことが起こったときに、一緒に対応してもらえようような安心できる組織を整えてほしい。
- (10) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりには、今まで見守り活動や認知症サポーター活動などをしてきた人たちにも参加してもらおう事業の提案が必要ではないか。

4 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 第一回区議会定例会 練馬区介護保険条例改正案提出

3 月 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定